

2020年2月25日

日本の難民申請者が収容という事態に陥る制度的枠組み

弁護士 渡 邊 彰 悟

第1 上陸時における厳しい上陸手続きと庇護希望者の収容（資料①）

1 一時庇護上陸許可の厳しさ

港湾での R 申請者	2015 年以後	173⇒152⇒133⇒12	(2018 年前半のみ)
一時庇護上陸申出	同	171⇒110⇒98⇒24	(同)
一時庇護上陸不許可	同	166⇒104⇒93⇒19	
一時庇護許可数	同	4 ⇒ 1 ⇒ 2 ⇒ 2	

空港での申請に及んだ者は、一時庇護も受けず、仮滞在許可も受けられず、そのほとんどが非正規滞在者として難民申請手続きを受け続けるという状況になる。また、当該数字から理解できるのは、港湾での難民申請数が絶対数としても減少しているわけであるが、それは全体の申請数との比較すると相対的には大きく減少

参照 資料②「セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可を行うことになったスリランカ人に対する取扱いについて」（平成 30 年 11 月 16 日付け東京入国管理局成田空港支局第一審判部門首席審査官事務連絡）⇒よく入管庁の姿勢を示している。

2 仮滞在許可制度の無機能

仮滞在不許可の実態 同 162⇒148⇒115⇒13

第二 運用の見直しと正規から非正規への流れ（資料③ さらに運用見直し）

1 認定申請振分けによる在留制限・就労制限

2

振分け期間	分類	振分け後
2月以下の在留期間（振分け期間が必要な場合）・就労不可	A	⇒判明後，速やかに「特定活動（6月，就労可）」を付与
	B	⇒在留制限
	D	D1 本来の在留活動（技能実習・留学）を行わなくなった後に難民認定申請した人，又は出国準備期間中に難民認定申請した人 ⇒就労制限：「特定活動（3月，就労不可）」 D2 D1以外の人 ⇒申請等から6月以内：「特定活動（3月，就労不可）」を2回許可申請等から6月経過後：「特定活動（6月，就労可）」
C案件：再申請である場合に，正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件で，振分けなしで在留制限		

2 ⇒ABCD 案件振分の恣意性，

裁判手続き中の保護のないこと

表C：案件振分けの運用

	2016年				2017年				2018年				合計	
	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	第1四半期	第2四半期	第3・第4四半期		計
A案件	2 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	3 (0.1%)	6 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)	14 (0.1%)	8 (0.3%)	4 (0.2%)	15 (0.3%)	27 (0.3%)	46 (0.1%)
B案件	850 (32.0%)	964 (33.1%)	869 (29.2%)	2,683 (31.4%)	915 (26.3%)	1,529 (30.1%)	1,715 (31.3%)	1,969 (35.2%)	6,128 (31.2%)	1,012 (33.6%)	594 (23.1%)	219 (4.5%)	1,825 (17.4%)	10,636 (27.5%)
C案件	179 (6.7%)	168 (5.8%)	108 (3.6%)	455 (5.3%)	141 (4.1%)	106 (2.1%)	132 (2.4%)	139 (2.5%)	518 (2.6%)	73 (2.4%)	123 (4.8%)	290 (5.9%)	486 (4.6%)	1,459 (3.8%)
D案件	1,625 (61.2%)	1,783 (61.2%)	1,995 (67.1%)	5,403 (63.2%)	2,420 (69.6%)	3,441 (67.7%)	3,632 (66.3%)	3,476 (62.2%)	12,969 (66.1%)	1,922 (63.7%)	1,850 (72.0%)	4,383 (89.3%)	8,155 (77.7%)	26,527 (68.6%)
計	2,656 (100.0%)	2,915 (100.0%)	2,975 (100.0%)	8,547 (100.0%)	3,479 (100.0%)	5,082 (100.0%)	5,482 (100.0%)	5,586 (100.0%)	19,630 (100.0%)	3,015 (100.0%)	2,571 (100.0%)	4,906 (100.0%)	10,493 (100.0%)	38,668 (100.0%)

3 水際の厳格さ

別表1 国籍・地域別上陸拒否数の推移(人)

国籍・地域別	年別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	構成比	対前年比
総数		3,580	4,612	5,805	7,181	9,179	100.0%	27.8%
中国		317	379	442	1,213	2,092	22.8%	72.5%
タイ		1,039	1,140	1,002	1,159	1,307	14.2%	12.8%
インドネシア		40	901	1,683	1,420	990	10.8%	-30.3%
韓国		622	535	555	734	715	7.8%	-2.6%
トルコ		328	312	321	474	583	6.4%	23.0%
フィリピン		101	131	155	310	453	4.9%	46.1%
スリランカ		36	30	66	257	334	3.6%	30.0%
台湾		327	391	579	339	333	3.6%	-1.8%
ネパール		38	34	35	43	309	3.4%	618.6%
ベトナム		44	41	48	124	284	3.1%	129.0%
その他		688	718	919	1,108	1,779	19.4%	60.6%

第三 一般アムネスティの不存在

正規化への道が極めて狭い

第四 全体として状況となる理由

- 1 もともと厳し過ぎる認定
- 2 補充的保護の不存在
- 3 仮放免の制度の硬直化 (資料④)

2018年2月28日

退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化

過去3年間の仮放免許可と退去強制令書発付の件数

	(退令) 仮放免許可の件数	退去強制令書の発付件数
2016年	1,160件	7,241件
2017年	822件	8,130件
2018年	523件	8,865件

- 4 人権意識の低下
- 5 入管収容に対する法の支配～全件収容主義・法的に無期限収容・令状主義が及ばない，人身の自由に対する制約への怖れのなさ

以上